

地発0901第1号  
基発0901第3号  
平成26年9月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長  
(公印省略)  
厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

訪問看護費用に係るシステム化及び本省払い化に伴う支払事務の変更について

労災保険給付のうち訪問看護費用のシステム化及び本省払い化については、平成26年7月4日付け基発0704第3号「「労災保険における訪問看護の取扱いについて」の一部改正について」(以下「3号通達」という)により労災保険における訪問看護の取扱いを示し、9月1日から適用することとしたところである。これに伴い平成25年5月24日付け地発0524第1号、基発0524第7号「労災保険給付費等の支払事務の都道府県労働局への集中化及び労働基準監督署資金前渡官吏の廃止について」の記の第1に記載の訪問看護費用の支払事務に関する取扱いについては、下記のとおりとするので、その取扱いについては遺漏なきを期されたい。

記

1 通達の一部改正

- (1) 本文の「訪問看護に係る療養の費用たる療養(補償)給付(以下「訪問看護費用」という。)及び」を削除する。
- (2) 記の第1の「1 訪問看護費用及び休業補償特別援護金の支払手続」及び「訪問看護費用及び休業補償特別援護金の支払は局官署支出官が行い、その手続きは次のとおりとする。」の「訪問看護費用及び」を削除
- (3) 記の第1の1の(1)の「ア 支払依頼書の作成と決裁、送付」の「訪問看護費用及び」及び「訪問看護費用請求書兼決議書(訪様式第8号)(非指定訪問看護費用の場合は療養(補償)給付たる療養の費用請求書兼決議書(告示様式第7号(5)及び告示様式第16号の5(5)))又は」を削除する。

- (4) 記の第1の1の(2)の「ウ 支払い振込通知の送付」の「訪問看護費用」を「休業補償特別援護金」に改める。
- (5) 記の第1の1の(3)の「ア 署における附属証拠書類の整理と給付支払調査票入力」の「訪問看護費用については給付支払調査票を入力し、システムに支払情報登記した上で、」を削除する。
- (6) 記の第1の2の本文の「訪問看護費用等」を「休業補償特別援護金」に改める。
- (7) 記の第1の2の(1)の「ア 支払依頼書の作成と決裁、送付」の「訪問看護費用及び」及び「(指定訪問看護費用の場合を除く。)」を削除する。
- (8) 記の第1の3の(1)の「ア 署の支払事務(依頼書送付まで)」の「訪問看護費用及び」を削除する。

以上